

協働による雪対策で

冬を乗り切りましょう！

市民・事業者・行政の
協働で暮らしやすい
雪国生活を



市が行う 雪対策支援事業

実施期間 12月1日(火)～令和9年3月31日(水)
申請期限 11月27日(金)
※期限を過ぎた後でも、お気軽にご相談ください。
問い合わせ・申込先
道路維持課（茜町2丁目、☎ 32-8555）



▲詳細はこちら

01 町会雪置き場事業

雪置き場不足に困る地域住民のために、空き地（※）を雪置き場として無償で貸し出した場合、この土地に係る翌年度の固定資産税および都市計画税の3分の1以内を減免します。

空き地を雪置き場に活用しませんか

※事前に町会と土地所有者が空き地の賃貸借契約を結ぶ必要があります。
（◆）…地目が宅地または雑種地で、面積がおおむね200㎡以上の空き地



02 地域除排雪活動支援事業

除雪機械や融雪設備を活用して、除雪で狭くなった生活道路の拡幅や排雪または融雪活動を行う町会等に対して、燃料費や電気料の一部を報償金として支給します。

市の除雪で狭くなった道路の拡幅等を支援

支給対象

- 除排雪・融雪活動…町会、町会に準ずる団体
※新たにダンプトラックを支援対象として追加しました。
- 間口等融雪活動…町会が認めた除雪困難者の世帯を含む3戸以上で組織された団体

市が除排雪する道路以外の除雪を支援

申請に必要な書類

- 作業を行う場所がわかる地図
- 要望書
- 町会等除雪報償金新規要望に関する調べ



03 町会等除雪報償金

市が除排雪を行う道路以外の、狭い生活道路の除雪を行う町会等に対して、事前に現地調査を実施の上、1㎡あたり250円の報償金を支給します（年1回限り）。

04 融雪装置設置資金 利子補給金交付制度

取り扱い金融機関等から融資を受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を補給します。

融雪設備の融資に係る利子を補給します

※随時受け付け・実施／申請書を提出し、市からの融資対象者通知書を受領後、金融機関へ融資の申し込みを。



雪処理が大変…。そんな時はご活用を！

社会福祉協議会の除雪支援事業

弘前市社会福祉協議会では地区社会福祉協議会と連携し、高齢や障がいなどで自ら除雪を行うことが困難な世帯を対象に、地域住民の助け合いによる「除雪支援事業（ボランティア除雪）」を行っています。

※対象世帯の玄関から道路までの通路確保の除雪に限ります／ボランティアの確保状況等によっては対応できない場合があります。

問い合わせ先

弘前市社会福祉協議会（宮園2丁目、☎ 33-1161）

問い合わせ先へ事前に相談

各地区の社会福祉協議会が事前に調査

・対象世帯の調査と把握
・家族状況などを考慮して判断
・ボランティアの有無

対象となる

対象世帯の玄関から道路までの通路除雪を、地域住民ボランティアが活動できる日時で実施

対象とならない

除排雪業者へ依頼するなど、各自で対応

▲事業の流れ

シルバー人材センターの除排雪

自宅の雪処理に困った場合は、シルバー人材センターに依頼することができます（有料）。

※屋根の雪下ろしは行っていません／シルバー人材センターの会員が少ない地区など、依頼場所によっては対応できない場合があります。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 （公社）弘前市シルバー人材センター（南袋町、☎ 36-8828、（土）・（日）と祝、12月29日～1月3日は休み）

ドカ雪で外に出られない！

そんな緊急時には…

対象
高齢者・障がい者

市では、高齢者や障がい者などが急な大雪で自宅から出られないなどの緊急時に対応するため、地区ごとに担当窓口を定めています。

※自力で玄関から道路等までの除雪作業をすることが日常的に困難で、経済的に余裕がない高齢者や障がい者などは、上記に記載の「社会福祉協議会の除雪支援事業」を活用してください。

問い合わせ先

- 弘前地区
高齢者…介護福祉課（市役所1階、☎ 40-7114）
障がいのある人…障がい福祉課（市役所1階、☎ 40-7036、☎ 40-7122）
- 岩木地区…岩木総合支所民生課（賀田1丁目、☎ 82-1628）
- 相馬地区…相馬総合支所民生課（五所字野沢、☎ 84-2113）

最後に 市からのお願い

市民の皆さんが暮らしやすい雪国生活を送るため、雪対策の取り組みを強化しています。しかし、行政の取り組みだけでは満足できる成果を上げることは難しく、市民や事業者の皆さんの協力が必要不可欠です。

市民・事業者・行政が互いに役割を果たし、協力して暮らしやすい雪国生活を実現しましょう。

